

令和7年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集要綱

1 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）第111条の規定に基づいて、呉市が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、呉市のホームページ（ウェブサイト）の「個人情報ファイル簿の公表」に掲載しています。

- 提案の対象となる個人情報ファイル簿は、「行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨」の欄が「該当」となっているものです。

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/8/kojinjouhoufilebo.html>

【参考】次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第60条第3項第1号）
- (2) 個人情報ファイルに呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）の規定による開示請求があったとしたならば、次の①又は②のいずれかを行うこととなるもの
 - ① 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの（法第60条第3項第2号イ）
 - ② 呉市情報公開条例の規定に基づき意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第60条第3項第2号ロ）
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるもの（法第60条第3項第3号）

3 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注）。また、単独提案及び共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第113条の規定により、次に掲げる①から⑥まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 未成年者② 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者④ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わ |
|--|

- り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ⑤ 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

(注) 代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

4 募集期間

令和7年10月1日（水）から同月31日（金）まで

5 提案の方法

(1) 提出書類及び部数

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」といいます。）をそれぞれ4部（正本1部、副本3部）提出してください。

○ 提案書類

① 提案書・・・4部

☐ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（規則別記様式第7）（注1）

② 添付書類・・・4部

☐ 誓約書（上記3の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面）

☐ 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面（別紙様式）

☐ 提案をする者の確認書類（注2）

☐ その他呉市が必要と認める書類（注3）

☐ 委任状（代理人の権限を証する書面）（注4）

○ 提案書及び添付書類の各様式のダウンロード

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/8/tokumeikakouteianbosyuu.html>

(注1) 法第118条第1項の規定により、既作成の行政機関等匿名加工情報について、当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合、既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合には、規則別記様式第12「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」を提出してください。提案の方法、審査及び契約に係る手続については、当初の提案の場合に準じます。

(注2) 提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。提案

をする者が個人である場合は、運転免許証、個人番号カード（表面のみ）等の写しを添付してください。

（注３）提案に係る補足資料として、別途提出を依頼する場合があります。

（注４）代理人による提案をする場合に限りです。

（２）提出方法

持参（注１）又は郵送・信書便（注２）により提出してください。

（注１）持参による場合は、平日の午前８時３０分から午後５時１５分まで

（注２）郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

○ 提案書類の提出先

〒７３７－８５０１

広島県呉市中央４丁目１番６号

呉市総務部総務課

６ 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第１１３条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて１，０００人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第６２条で定める基準に適合するものであること。
- ④ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関等の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

７ 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認められるときは、規則別記様式第9「審査結果通知書」に同封されている規則別記様式第10「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書2通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認められるときは、規則別記様式第11「審査結果通知書」に理由を付してその旨を通知します。

9 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 呉市からの審査結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求められます。
- (4) 呉市が作成・提供をした行政機関等匿名加工情報の著作権は呉市に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

10 提案に関する連絡先

提案の手続等について御不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。
なお、お問合せ内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

○ 提案に関する連絡先

〒737-8501

広島県呉市中央4丁目1番6号

呉市総務部総務課

電話 : 0823-25-3285

電子メール : soumu@city.kure.lg.jp (注)

(注) 電子メールにてお問合せの場合は、標題を「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案についての問合せ」としてください。